○経済産業省告示第二号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第四項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成二十四年一月十六日

経済産業大臣　枝野　幸男

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5118	株式会社モリス・コーポレーション	愛媛県新居浜市萩生六百六十七番地一	平成二十三年十月二十日から平成二十四年十月十九日まで
5119	株式会社日本インダストリー製作所	大阪府大阪市西区南堀江二丁目四番八号	平成二十三年十一月二十九日から平成二十四年十一月二十八日まで
5120	水谷建設株式会社	三重県桑名市大字蛎塚新田三百二十八番地	平成二十三年十二月一日から平成二十四年十一月三十日まで

○国土交通省告示第四十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する佐倉都市計画事業寺崎特定土地区画整理事業の事業計画の変更（第三回）の認可をしたので、同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成十一年九月二十一日から平成三十一年三月三十一日まで

三　施行地区　千葉県佐倉市寺崎字仲反町、字反町、字広埜、字木崎及び字坂ノ下並びに六崎字磯部の各一部

四　土地区画整理事業の名称　佐倉都市計画事業寺崎特定土地区画整理事業

五　事務所の所在地　千葉県四街道市物井六百十三番地

六　事業計画の認可の年月日　平成十一年九月二十一日

七　事業施行期間の変更　平成十一年九月二十一日から平成三十一年三月三十一日まで

八　事業計画の変更（第三回）の認可の年月日　告示日と同日

○国土交通省告示第四十七号

南部大阪都市計画事業新住宅市街地開発事業和泉中央丘陵新住宅市街地開発事業に係る次の工区について工事が完了したので、独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）附則第四十条の規定により読み替えて適用される新住宅市街地開発法（昭和三十八年法律第百三十四号）第二十七条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

工区番号

40－3

○国土交通省告示第四十八号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十四項の規定により、独立行政法人都市再生機構が施行する土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更の認可をしたので、第七十一条の三第十五項において準用する同条第十一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

一　施行者の名称　独立行政法人都市再生機構

二　事業施行期間　平成二十二年一月二十九日から平成二十五年九月三十日まで

三　施行地区　新潟県柏崎市駅前一丁目字塩込、字仲才身、鏡町字寺田、字小畔、錦町字小畔、字石ノ町、日石町字塩込、字小二百刈、字粟餅、字仲才身の各一部

四　土地区画整理事業の名称　柏崎都市計画事業柏崎駅前土地区画整理事業

五　事務所の所在地　新潟県柏崎市駅前二丁目二番四十一号　一

六　施行規程及び事業計画の認可の年月日　平成二十二年一月二十九日

七　施行規程及び事業計画の変更認可の年月日　平成二十四年一月十六日

○国土交通省告示第四十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十四年一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
三菱重工業株式会社下関造船所	山口県下関市彦島江の浦町六丁目16番1号	アルミニウム合金製船体	平成23年12月27日から平成28年12月26日まで

○国土交通省告示第五十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十四年一月十六日

国土交通大臣　前田　武志

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1141	自立構造である乾式二重壁の遮音構造に応じて評価する方法	8－3　透過損失等級（界壁）	クリオン株式会社	東京都江東区越中島一丁目2番21号	平成23年12月20日

○海上保安庁告示第十号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十四年一月十六日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　横須賀港西防波堤灯台

位置　神奈川県横須賀港第五区（西防波堤外端）

所在地　神奈川県横須賀港（東北防波堤東端）

北緯　三五－一七－一九

東経　一三九－四一－〇六

変更した事項

光度　実効光度三九〇カンデラ

光達距離　七・五海里

高さ　地上から構造物の頂部まで一〇メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　平成二十三年十一月十七日

名称　横須賀港東北防波堤東灯台

位置

所在地　神奈川県横須賀港（東北防波堤東端）

北緯　三五－一九－〇九

東経　一三九－四〇－三一

変更した事項

光度　実効光度三九〇カンデラ

光達距離　七・五海里

変更年月日　平成二十三年十一月十七日

名称　新島港灯台

位置

所在地　東京都新島村（新島港岸壁北端）

北緯　三四－二二－一三

東経　一三九－一四－三一

名称　那珂湊港東防波堤灯台

位置

所在地　茨城県那珂湊港（東防波堤外端）

北緯　三六－二〇－一七

東経　一四〇－三六－一三

変更した事項

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル

変更年月日　平成二十三年十一月十七日

名称　北海道久遠郡せたな町（美谷港西防波堤外端）

位置

所在地

北緯　四二－三二－五八

東経　一三九－五〇－〇八

変更した事項

光度　実効光度七八カンデラ

光達距離　五・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで八・三メートル　平均水面上から灯火まで一四メートル

変更年月日　平成二十三年十一月十七日

名称　美谷港西防波堤灯台

位置

所在地

北緯

東経

変更した事項

光度

光達距離

高さ

変更年月日